千葉事業所	千葉県市原市千種海岸７番10号
首都圏サーベイセンター	東京都港区高輪三丁目25番23号
横浜事業所	神奈川県横浜市中区住吉町四丁目45番地１号
横浜大黒事業所	神奈川県横浜市鶴見区大黒町９番15号
川崎事業所	神奈川県川崎市川崎区宮前町８番13号
清水事業所	静岡県静岡市清水区江尻東二丁目１番15号
四日市事業所	三重県四日市市日永二丁目３番44―１号
知多事業所	愛知県知多市新知字大内38番１号
大阪事業所	大阪府大阪市港区築港三丁目７番15号
堺事業所	大阪府高石市羽衣五丁目13番14号
神戸事業所	兵庫県神戸市中央区海岸通一丁目１番地１
姫路事業所	兵庫県姫路市広畑区正門通三丁目１番地４
水島事業所	岡山県倉敷市連島中央一丁目５番29―１号
尾道事業所	広島県尾道市東御所町９番１号
岩国事業所	山口県岩国市麻里布町一丁目４番地19号
九州事業所	福岡県北九州市門司区東本町一丁目６番24号
福岡事業所	福岡県福岡市西区愛宕二丁目11番５号
大分事業所	大分県大分市大字家島字江合1055番１号

○中部地方整備局告示第五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十三日　　中部地方整備局長　森本　輝

路線名	供用開始の区間
四十二号	尾鷲市上野町七五三番七地内

供用開始の期日	令和八年四月二十三日
図面縦覧場所	中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十三日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間
四十二号	御坊市野口字大谷口二五二番から和歌山県有田郡有田川町大字天満字弁上町二四〇番一まで

供用開始の期日	令和八年四月二十三日
図面縦覧場所	近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十三日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
御坊市塩屋町北塩屋字北湊六九五番八から和歌山県有田郡有田川町大字水尻字中坪八一番三まで	前	８・五〇～九五・七〇	一七・一九九	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　八・五〇～九五・七〇	一七・一九九	
	前	ＢＡ　五・〇〇～二四四・四〇	一九・四一七	
	後	五・〇〇～二四四・四〇	一九・四一七	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○北海道開発局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十三日　　北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十四号及び三百九十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
北海道白糠郡白糠町白糠甲区四七番一三地内	前	四七・九五～六五・〇二	〇・〇八〇
	後	五五・一五～六八・五四	〇・〇八〇

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十三日　　北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
北海道上川郡下川町二の橋六七九番三から同町二の橋五六三番まで	前	二一・八二～七五・六九	〇・三七七
	後	二一・八二～七五・五九	〇・三六〇

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部